

サービス利用までの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センター※¹や甲府市の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 相談します

地域包括支援センターや甲府市の窓口で、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

2 申請します



介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、介護保険課の窓口にて要介護認定の申請をしてください。申請は、本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者※²や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 健康保険の保険証
- 印かん（朱肉を使うもの）

※本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認、健康保険の保険証番号確認の書類等が必要です。

申請書には、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

2 元気アップチェックによる確認を受けます

28ページへ

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する人は、地域包括支援センターや甲府市の窓口などで元気アップチェック（基本チェックリスト）による確認を受けます。チェックで生活機能の低下がみられた場合は、「サービス事業対象者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※元気アップチェックによる確認を受けた後でも、介護が必要と思われる人には要介護認定の申請を案内します。
※40歳以上65歳未満の人は、元気アップチェックでの確認の判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定で要支援1・2と認定される必要があります。

一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業のみ利用したい場合は、元気アップチェックによる確認を受ける必要はなく、65歳以上の人なら誰でも利用できます。

30ページへ

3 認定調査が行われます

● 認定調査

甲府市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)



● 主治医意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。

※意見書の作成は、甲府市から主治医に依頼します。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排 尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排 便 |
| ●寝返り | ●清 潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩 行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗 身 | ●薬の内服 |
| ●視 力 | ●金銭の管理 |
| ●聴 力 | ●日常の意思決定 |
| ●移 乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移 動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | ●日常生活自立度 |
| ●食事摂取 | ●日常生活自立度 |
- など

概況調査

特記事項

※1 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターを設置しています。



リーダー的な
ケアマネジャー
(主任ケアマネジャー)



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

- 介護予防ケアマネジメント (自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援 (何でもご相談ください)
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止 (みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援 (さまざまな方面から支えます)

※2 居宅介護支援事業者

ケアマネジャーがいる事業所です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成、サービス事業者と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー (介護支援専門員)

介護の知識を幅広くを持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



二次判定 (介護認定審査会)

保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に認定されます。

- **要介護1～5** → 介護サービスが利用できます。
- **要支援1・2** → 介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
- **非該当** → 介護サービスや介護予防サービスは利用できません。
ただし、元気アップチェックによる確認を受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

※認定結果の通知は、原則として申請日から30日以内に甲府市から送られてきます。

認定結果の有効期間と更新手続き

- 認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は原則、認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。
- 引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の前日から数えて60日前から満了日までの間に更新の申請をしてください。

※認定の有効期間は、3か月に短縮や24か月、36か月、または48か月に延長となる場合があります。

介護の必要の程度に変化がない場合は



更新の申請をします

介護の必要の程度に変化があった場合は



認定の変更を申請します

くわしくは 認定係 ☎055-237-5519

要介護状態区分

要介護 5

要介護 4

要介護 3

要介護 2

要介護 1

介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 2

要支援 1

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護や要支援にあてはまらない人です。

地域包括支援センターに相談し、元気アップチェックによる確認を受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

※介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できます。

介護サービス

(介護給付)

が利用できます

18ページへ



サービス利用

介護予防サービス

(予防給付)

が利用できます

26ページへ



●介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

介護予防・生活支援サービス事業

(介護予防・日常生活支援総合事業)

が利用できます

28ページへ



認定結果に不服があるときは？

要介護認定の結果への疑問や納得できない点がある場合は、まず、甲府市の介護保険課窓口にご相談ください。その上で、なおかつ納得できない場合は、山梨県に設置されている「介護保険審査会」に不服申し立てをすることになります。